

令和7年第3回大衡村議会定例会会議録 第4号

令和7年9月12日（金曜日） 午前11時15分開会

出席議員（11名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	10番 佐々木金彌
11番 石川 敏	12番 高橋 浩之	

欠席議員 9番 遠藤 昌一

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	鹿野 浩
教 育 長	丸田 浩之	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	後藤 広之	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	森田祐美子	税 務 課 長	早坂紀美江
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	三塚 利博
都 市 建 設 課 長	浅野 宏明	学 校 教 育 課 長	佐野 克彦
社 会 教 育 課 長	堀籠緋沙子	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	堀籠 淳	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美	次長 小原 昭子	書記 佐々木涼太郎
------------	----------	-----------

議事日程（第4号）

令和7年9月12日（金曜日）午前11時15分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 令和6年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決

算認定について

第 4 認定第 3 号 令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 認定第 4 号 令和 6 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 認定第 5 号 令和 6 年度大衡村水道事業会計決算認定について

第 7 認定第 6 号 令和 6 年度大衡村下水道事業会計決算認定について

第 8 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）に同じ

午前 11 時 00 分 開 会

議長（高橋浩之君） ただいまの出席議員は11名であります。遠藤昌一議員届け出により欠席です。

定足数に達しますので、これより令和 7 年第 3 回大衡村議会定例会第11日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1 番山本 信悟君、2 番早坂 美華さんを指名いたします。

ここで細川運一議員の一般質問について執行部より報告があります。村長。

村長（小川ひろみ君） それでは、細川運一議員の万葉まちづくりセンターの評価と期待についてとの一般質問の中で新たに取締役になられた大原久明氏の任期についてと現、代表取締役の阿部幸弘氏の任期についてのご質問をいただいております件についてお答えをしたいと存じます。

まず、大原氏の任期について、株式会社万葉まちづくりセンターへ再度確認いたしましたところ大原氏につきましては、令和 7 年 6 月 20 日に行われました第21回定時株主総

会において退任した取締役の空席を埋めるべく、令和 7 年 8 月 19 日に行われた臨時株主総会において選任されたもので、その任期は定款第 21 条第 2 項に基づき、任期は前任者の任期の残任期間と同じ 4 年後の定時株主総会までとなり、私が答弁したとおりでございます。次、現、代表取締役の任期につきましても同様に確認しましたところ阿部氏につきましては令和 6 年 6 月 21 日に第 20 回定時株主総会において選任されその際に、定款第 21 条第 1 項に基づき、任期は 4 年後の定時株主総会までとすることも併せて承認されてございます。なお、阿部氏については、前任者の補欠としてではなく、新たに就任した扱いとなるため任期は 4 年と整理されているとのことであり、この件につきましては、万葉まちづくりセンターにおいて顧問弁護士、並びに司法書士に確認を行っていると同っております。なお、この件につきまして村といたしましても顧問弁護士に確認を行ったところ定時株主総会における提案理由の説明によれば現状の任期の 4 年と解するのが相当との回答を得ているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8 番（細川運一君） 今村長にご答弁いただいてすぐに株主総会等の持ち方について、正直申し上げますと私はすぐ理解できませんでした。株主総会に村の代表として今まで副村長出てたわけですよね。そうであれば副村長に、その議案の提案者だったわけですので、すぐ電話 1 本かければ、間違いないんだよ、問題ありません。定款見れば、前任者の残任期間ですということは、私は、その日のうちに応えられることだと思います。慎重を期して、定例会中にご答弁をいただくという形での今ご説明を願ったんだらうと思いますけれども、やはりその辺のまちづくりセンターと村の連携というんですかね。そういう部分、今まで以上に密にさせていただいて、村長おっしゃるような期待に沿えるよう村として表現悪いですがけれども、ご指導する面あれば、新しい社長まだ変わったばかりですので体制整えるための時間というのも必要だと思いますので、その辺のまちづくりセンターのサポート体制についても目を光らせて頂いて本来の設立趣旨に則り、共に大衡村としてのまちづくりを担うパートナーとしての役割を果たしていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（高橋浩之君） 答弁いただきますか。

8 番（細川運一君） 結構です。

議長（高橋浩之君） 以上で一般質問についての報告並びに細川運一議員からの質問を終わり

ます。次に進みます。

-
- 第 2 認定第 1 号 令和 6 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
 - 第 3 認定第 2 号 令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第 4 認定第 3 号 令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第 5 認定第 4 号 令和 6 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第 6 認定第 5 号 令和 6 年度大衡村水道事業会計決算認定について
 - 第 7 認定第 6 号 令和 6 年度大衡村下水道事業会計決算認定について

議長（高橋浩之君）　ここでお諮りします。日程第 2、認定第 1 号令和 6 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 3、認定第 2 号令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 4、認定第 3 号令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 5、認定第 4 号令和 6 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 6、認定第 5 号令和 6 年度大衡村下水道事業会計決算認定について、日程第 7、認定第 6 号令和 6 年度大衡村下水道事業会計決算認定について、以上の 6 件は会議規則第 37 条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君）　異議なしと認めます。したがって、日程第 2、認定第 1 号から日程第 7、認定第 6 号までの 6 件は、一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員会委員長に審査の報告を求めます。決算審査特別委員長石川敏君、報告願います。

決算審査特別委員長（石川敏君）　決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。令和 6 年度大衡村一般会計を初めとする各種特別会計歳入歳出決算の認定については、去る 9 月 4 日に、決算審査特別委員会が設置され、その審査が付託されました。決算審査特別委員会においては、書類審査並びに担当課ごとに決算審査が行われまして、各委員並びに執行部の御協力のもと、予定どおり期限の本日をもって審査が終了いたしました。審

査結果につきましては、報告書のとおり、認定第1号令和6年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号令和6年度大衡村下水道事業会計決算認定についてまで、6件全ての議案が、認定すべきものと決定いたしました。以上、決算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（高橋浩之君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより採決を行います。採決は、議案ごとに行います。

日程第2、認定第1号令和6年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（高橋浩之君） 起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

日程第3、認定第2号令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。なお、以下の議案は、簡易採決により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4、認定第3号令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定すること

に決定いたしました。

日程第5、認定第4号令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6、認定第5号令和6年度大衡村水道事業会計決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7、認定第6号令和6年度大衡村下水道事業会計決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

第 8 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（高橋浩之君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。各委員長から所管事務の調査中の事件について、配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中

の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（高橋浩之君）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第3回大衡村議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりご審議大変お疲れさまでございました。

午前11時17分　散　会